## VRImgViewerBasicOpenXR

# 利用規約

この規約は、お客様が、世界部品生成工房(以下「当サークル」)が提供する「VRImgViewerBasicOpenXR」(以下「本ソフトウェア」)をご利用頂く際の取扱いにつき定めるものです。本規約に同意した上で本ソフトウェアをご利用ください。

#### 第1条(定義)

本規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

(1) 本ソフトウェア	当サークルが運営するソフトウェア
(2) 利用者	本ソフトウェアを利用する全ての方
(3) 知的財産	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創
	造的活動により生み出されるもの(発見または解明がされた
	自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性がある
	ものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品ま
	たは役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に
	有用な技術上または営業上の情報
(4) 知的財産権	特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権そ
	の他の知的財産に関して法令により定められた権利または
	法律上保護される利益に係る権利

#### 第2条(本規約への同意)

- 1 利用者は、本利用規約に同意頂いた上で、本ソフトウェアを利用できるものとします。
- 2 利用者が、本ソフトウェアをパーソナルコンピュータ及びその他の情報端末にダウンロードし、本規約への同意手続を行った時点で、利用者と当サークルとの間で、本規約の諸規定に従った利用契約が成立するものとします。
- 3 利用者が未成年者である場合には、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、本 ソフトウェアをご利用ください。
- 4 未成年者の利用者が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽りまた は年齢について成年と偽って本ソフトウェアを利用した場合、その他行為能力者であ ることを信じさせるために詐術を用いた場合、本ソフトウェアに関する一切の法律行 為を取り消すことは出来ません。
- 5 本規約の同意時に未成年であった利用者が成年に達した後に本ソフトウェアを利用した場合、当該利用者は本ソフトウェアに関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。

## 第3条 (規約の変更)

- 1 当サークルは、利用者の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定すること ができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。
- 2 当サークルは、本規約を改定するときは、その内容について当サークル所定の方法により利用者に通知します。
- 3 前本規約の改定の効力は、当サークルが前項により通知を行った時点から生じるもの とします。
- 4 利用者は、本規約変更後、本ソフトウェアを利用した時点で、変更後の本利用規約に異議なく同意したものとみなされます。

# 第4条 (権利の帰属)

- 1 本ソフトウェア及び本ソフトウェア内のデータ等に関する一切の著作権その他の権利 は、当サークル又は、正当な権利者に帰属します。
- 2 利用者は、本ソフトウェア及び本ソフトウェア内のデータ等をいかなる方法によって も複製、公衆送信、譲渡、貸与、翻案その他の利用をすることはできないものとします。
- 3 当サークルの利用者に対する本ソフトウェア及び本ソフトウェア内のデータ等の使用 許諾は、非独占的なものとします。
- 4 利用者は、本ソフトウェア及び本ソフトウェア内のデータ等につき再使用許諾をすることはできないものとします。

#### 第5条(費用の負担)

本ソフトウェアの利用にあたって必要な利用者端末機器の購入、導入及び維持にかかる 費用、パケット通信料、データ利用料等の通信料その他一切の費用は、利用者が負担する ものとします。

#### 第6条(本ソフトウェアの変更、中止及び終了)

1 当サークルは、利用者に対し事前に通知することなく、本ソフトウェアの全部又は一部 について、その内容を変更し、又は本ソフトウェアの提供を中止し若しくは終了するこ とができるものとします。

- 2 当サークルは、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、利用者に対し事前に通知することなく、本ソフトウェアの提供を一時的若しくは長期にわたって中止し又は終了することがあるものとします。
  - (1) 地震、津波、洪水等の自然災害、火災、停電その他の不慮の事故、戦争、暴動、 騒乱、労働争議などの不可抗力により本ソフトウェアの提供ができなくなった 場合
  - (2) 本ソフトウェアの提供のため必要なシステム等の定期的又は緊急のメンテナンス、ネットワーク回線の混雑、プロバイダー等の障害により本ソフトウェアが提供できなくなった場合
  - (3) 前2号に定めるほか、当サークルが本ソフトウェアの提供の中止又は終了が必要であると判断した場合
- 3 当サークルは本ソフトウェアの変更、中止又は終了により、利用者に損害が生じた場合 であっても、当サークルの責めに帰すべき事由がある場合を除き、当サークルは一切責 任を負わないものとします。

## 第7条(禁止行為)

本ソフトウェアの利用に際し、当サークルは、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止します。当サークルにおいて、利用者が禁止事項に違反したと認めた場合、<u>当サークルが必要と</u>判断した措置を取ることができます。

- (1) 法令及び本規約に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当サークルまたは第三者の知的財産権を侵害する行為
- (4) 当サークルまたは第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷 する行為
- (5) 当サークルまたは第三者の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (6) 当サークルまたは第三者に経済的損害を与える行為
- (7) 当サークルまたは第三者に対する脅迫的な行為
- (8) コンピューターウィルス、有害なプログラムを使用またはそれを誘発する行為
- (9) 本ソフトウェアの不具合に関する情報を、当サークル以外の第三者に対して故意 に提供又は開示する行為
- (10)本ソフトウェアに用いられるプログラムを改変し、毀損し、又は逆アセンブルし、 逆コンパイルし、リバースエンジニアリングする行為

- (11) 本ソフトウェアの正常な適用を妨げる行為
- (12) 当サークル又は本ソフトウェアの信用を損なう行為
- (13) いわゆる反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- (14) 上記の他、当サークルが不適切と判断する行為

### 第8条(免責)

- 1 当サークルは、本ソフトウェアの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害に ついても、一切責任を負いません。
- 2 当サークルは、利用者の本ソフトウェアの利用環境について一切関与せず、また一切の 責任を負いません。
- 3 当サークルは、本ソフトウェアが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・ 商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本ソフトウェアの利用が利用 者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じ ないことについて、何ら保証するものではありません。
- 4 当サークルは、本ソフトウェアが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本ソフトウェアの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本ソフトウェアの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者はあらかじめ了承するものとします。当サークルは、かかる不具合が生じた場合に当サークルが行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 5 当サークルは、本ソフトウェアを利用したことにより直接的または間接的に利用者に 発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
- 6 当サークルは、利用者その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる 損害(間接損害や逸失利益を含みます)に対して、当サークルが係る損害の可能性を事 前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。
- 7 利用者と他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、当サークルは一切責任を負わないものとします。利用者と他の利用者でトラブルになった場合でも、利用者同士の責任で解決するものとし、当サークルには一切の請求をしないものとします。
- 8 利用者は、本ソフトウェアの利用に関連し、他の利用者に損害を与えた場合または第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当サークルには一切の迷惑や損害を与えないものとします。

- 9 利用者の行為により、第三者から当サークルが損害賠償等の請求をされた場合には、利用者の費用(弁護士費用)と責任で、これを解決するものとします。当サークルが、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、利用者は、当サークルに対して当該損害賠償金を含む一切の費用(弁護士費用及び逸失利益を含む)を支払うものとします。
- 10 利用者が本ソフトウェアの利用に関連して当サークルに損害を与えた場合、利用者の費用と責任において当サークルに対して損害を賠償(訴訟費用及び弁護士費用を含む)するものとします。
- 11 当サークルは、本ソフトウェアに対する不正アクセス、コンピューターウィルスの侵入等第三者の行為又は電気通信事業者、電気事業者その他の事業者に起因して利用者に生じる損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第9条(権利譲渡の禁止)

利用者は、予め当サークルの書面による承諾がない限り、本規約上の地位および本規約に 基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第10条(損害賠償)

- 1 利用者は、本規約に定める条項に違反し、又は利用者の責めに帰すべき事由により当サークルに損害を与えた場合、当サークルに対し、当サークルが被った損害(合理的な弁護士費用を含みます。)を賠償するものとします。
- 2 当サークルは、本ソフトウェアに関連して、当サークルの故意又は重過失により利用者に損害が発生した場合、その損害を賠償するものとします。
- 3 当サークルは、本ソフトウェアに関連して、当サークルの過失(重過失を除きます。) により利用者に損害が発生した場合、利用者が被った現実に生じた直接かつ通常の損 害を賠償するものとします。ただし、かかる当サークルの利用者に対する損害賠償の範 囲は、当該損害が発生した月に利用者から当サークルが受領した金額を上限とします。

## 第11条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は 執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不 能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

# 第12条(当サークルへの連絡方法)

本ソフトウェアに関する利用者の当サークルへのご連絡・お問い合わせは、本ソフトウェアまたは当サークルが運営する web サイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームからの送信または当サークルが別途指定する方法により行うものとします。

# 第13条(準拠法、管轄裁判所)

- 1 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 当サークルと利用者等との間での論議・訴訟その他一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2022年2月9日 施行

世界部品生成工房